

令和3年3月  
(予定) から

# マイナンバーカードに 保険証の機能が加わります

令和3年3月からはマイナンバーカードが保険証として利用できる仕組みが導入されます。

カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では保険証を持たなくてもマイナンバーカードで医療保険の資格が確認でき、受付の手続きがスムーズに行えます。現在の保険証が使えなくなるわけではありません。



## 利用するためには事前にどんな準備が必要なの？

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。事前登録は、マイナポータル\*からお手続きが可能です。

マイナポータル [https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)

\*子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## どうやって使うの？

1

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認します。

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
かざすだけ！



※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

2

マイナンバーカードのICチップにある「電子証明書」により、健保組合に登録されている資格情報をオンラインで確認します。



ICチップの中の  
「電子証明書」で  
本人確認！

※「電子証明書」を使うため、12桁のマイナンバーは使われません。また、医療機関や薬局の窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

## 2桁の枝番が追加された 保険証の交付について

令和3年3月以降に新規で発行する保険証には個人単位の2桁の枝番が追加されます。なお、現在発行済みの保険証には2桁の枝番表記はありませんが、そのまま利用できます。

## マイナンバーについてのお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル  
マイナンバー  
**0120-95-0178**

受付時間 (年末年始を除く)

平日 9:30 ~ 20:00  
土日祝 9:30 ~ 17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止は  
24時間365日  
受付！